

六甲アイランドまちびらき 30 周年記念

ロゴマーク使用要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、六甲アイランドまちびらき 30 周年記念ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」とする。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、神戸市（以下、「市」とする。）に帰属する。

(使用手続き)

第3条 ロゴマークを使用するものは、本要綱の内容を承諾したうえで、すみやかに使用届を市に提出しなければならない。ただし、次の場合には使用届の提出を省略することができる。

(1) 国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体が利用するとき

(2) 報道機関が報道のために使用するとき

(3) 個人が営利を目的とせず、個人の発信するブログ、SNS 等において使用するとき

(4) その他、市が認めるとき

(使用の禁止)

第4条 使用者は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用できない。

(1) 六甲アイランドの品位を害すると認められるもの

(2) 法令及び公序良俗に反すると認められるもの

(3) 政治、宗教、思想などの目的のために使用するもの

(4) 自己の商標とするなど、独占的使用または使用の恐れがあると認められるもの

(5) 商品に使用する場合に、当該商品の品質、性能等が公的機関の認定が必要な場合に当該認定が得られていないもの。

(6) その他、使用を不適切と市が認めるもの

2 市は、使用届の内容および使用実態について適当でないと認めるときは、使用者に対しその使用の中止や成果物の回収を求め、使用者は異議無くこれに従うものとする。

(成果物の提出)

第5条 使用者は、ロゴマークを使用した成果物についてその1部を市に提出するものとする。

2 前項の成果物は、写真の提出により替えることができる。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 使用届に記載した目的にのみ使用すること。第3条ただし書きの規定により届出を免除される場合には当該各号以外の目的に使用しないこと。

(2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと

(3) 色調、縦横比、形状を変化させないこと

(4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第7条 使用料は無料とする。

(使用期間)

第8条 ロゴマークの使用期間について、以下のとおり定める。



(平成30年3月15日まで)



(平成30年3月16日以降)

(使用実績の公表)

第9条 使用者は、市がロゴマークの使用実績について使用者名、使用目的等を公表することを承諾するものとする。

(損害の補償)

第10条 市は、使用者がロゴマークの使用にあたって損失等が発生した場合の補償等については一切の責任を負わない。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。